

いじめは、いじめを受けた側、行った側ばかりでなく、周囲の子どもも含め、全ての子どもの心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることではありません。そこで、本校では「いじめ防止対策推進法」「北海道いじめの防止等に関する条例」「室蘭市いじめ防止基本方針」を受けて、「室蘭西中学校いじめ防止基本方針」を作成しました。何があってもいじめを行うことはいけないという考えに立ち、いじめをさせず、また、小さいいじめをいち早く見つけ、素早く解決していきます。

学校は、いじめがないかしっかり調べます。

- いじめが起きないように、また、これからいじめになりそうな問題を解決するために、年に3回のアンケートを行います。
- 担任を中心に生徒一人一人から直接、話を聞く教育相談を年に2回行います。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員の先生が週に一度来校し、話を聞いてくれます。
- 悩みや相談したいことがあれば、随時、話を聞くようにします。

学校は、いじめをしない、させない取組をします。

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事にすすんで参加・活躍できる学校づくりを進めていきます。
- 「生徒の活動があるところには教師の見守る目」。朝の登校を教師が教室で迎えます。休み時間もそばで声をかけ、下校するまで見守っていきます。
- 学力向上のための取組を充実させ、学習指導を改善していきます。「わかりやすい授業」「生徒は授業に何を望んでいるか」を分析し、授業に生かしていきます。
- 全学年統一した「学習のきまり」を指導していきます。
- 「小一校と中一校」という校区の特性を生かし、小中連携を深めることで「中1ギャップ」を解消し、互いに認め合い、支え合い、高め合える学級・学年づくり、自己有用感が得られるような集団づくりを目指します。
- 道徳教育に力を入れ、日常的にいじめの問題について触れていきます。「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体でつくっていきます。

学校でいじめが起こったら…

- まず、どんないじめがあったのかを徹底して調べます。
- いじめを受けている子どもを必ず守ります。
- いじめを行った子どもには、いじめをやめさせる指導を行います。また、いじめを行った原因を見つけ、その原因を取り除き、二度といじめを行わないように支えたり、助けたりします。
- いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けられるようにします。必要な場合は、いじめを受けた生徒がいじめを原因として教室に入れないう場合は、学習機会を確保するために別室登校や別室授業等を行うこともあります。
- 悪質な場合は、警察と協力して問題を解決する場合があります。